

らるゝ健康保険法との不可分なる関係に見るも、また工場労働者以外の大手旅業も危険年
の最も多く土木、建築、交通、運輸等の他のあらゆる労働者にその適用を拒めるに見るも
更にその内容が余りにも資本家の当然の負担を過少に定めたるに見るに明かである。

更に最も懶むべきはその貧弱なる法規に対するものと空たうらしむる多くの條例の
存在することである。即ちかつては明治四十四年三月二十八日法律第六十六号工場法の実
施を大正六年迄延期せりめて資本家の利益を計つた。今日では工場法は実施せられたが
殆ど同時に之に代る労働法規として健康保険法を實施して完全に工場法を骨抜きと化じ去
つてある。之れ明らかに資本の最も巧妙なる労働階級に対する悪辣なる撲取法である。

故に我等はかかる法規に断乎として反対し、眞に産業危険の原則に因る労働者の補償を
徹底正しめたる法規を要望すると共にその適用の範囲を拡張し、あらゆる産業、事業等の
労働者の災害補償制度の確立を獲得するため現行工場法の徹底的即時改正を次の如く要
求する。

一、常時五人以上の労働者を使用する工場及び砂鉱業、石切業、土石採掘採取の事業、
土木建築、修理及び貯蔵、鐵道軌業の事業、交通、運輸、船舶、鉄道、倉庫、貨物
積卸しの事業、商店、食堂其の他、凡ゆる産業事業の種類性質等を問はず本法を適用する

二、

現行健康保険法と工場法の完全なる分离

二、有害危険ある産業に対しては別に災害防止に関する嚴重なる規定を設すること。

三、有害危険なる産業に従事する労働者には特別の手当を支給し、就業時間を他より短
縮すること。

五、賃貸双方同様より成る災害防止委員會を設置し災害防止に關する機関ならしめるこ
と。

六、十八才未満の者及び女子に対する如何なる場合と謂へども一日を通じて八時間と
超過する就業をなさしめること。

七、休憩時間は二時間以上とすること。(一晩睡眠じこ)

八、休日は一週間に毎に一回として給料全額を支給すること。

九、浴場、食堂、脱衣場及び衛生事項は特別なる規定の下に設置すること。

十、女子の産前産後の休養期間は各二ヶ月として休養期間中の日給は國家及び雇主の全
額支給すること。

十一、生児を哺乳する女子に対する就業時間中一日に就き、三回以上各三十分以上の休